

# 平成 27 年度立入検査について

平成 29 年 3 月 29 日

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

## (1) 立入検査の実施について

一般ガス事業者等における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第 47 条第 1 項に基づく立入検査を実施している。

立入検査対象事業者の選定は、下記の基準により行っているが、検査頻度については、事業者毎に「保安状況に対する評価」を行い、その評価結果によって立入検査の実施頻度を変える方式としている。

### 〈 立入検査の実施基準 〉

- i. 原則 5 年を超えない範囲内とする
- ii. 事業の譲渡譲受があった事業者
- iii. 前年度に重大な詳報対象事故の発生した事業者
- iv. 前年度の立入検査において、改善内容を確認する必要がある事業者
- v. ガス工作物の設置状況、定期報告、事故発生状況等から必要がある事業者
- vi. その他保安上必要と認められる事業者

### 〈 保安状況に対する評価項目 〉

- i. 法令及び保安規程の遵守状況
- ii. 技術基準の適合状況
- iii. 事故発生状況及び事故発生時の対応状況
- iv. 経年管対策、消費者保安対策の取組状況
- v. その他

## (2) 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の I～V の項目について確認している。

### I 技術基準適合状況について

- ① 製造設備の外観検査
- ② 供給設備（導管、整圧器、弁、水取器）の外観検査及び漏えい検査

### II 保安規程遵守状況

- ① 保安管理体制、ガス主任技術者の職務内容、ガス主任技術者不在時の措置等
- ② 導管埋設図の整備状況（記載内容、更新状況）
- ③ 保安に関する教育及び訓練の計画及び実施状況
- ④ ガス工作物の巡視、点検及び検査の実施状況
- ⑤ ガス工作物の記載内容と実態
- ⑥ ガス工作物の修理等の実施状況
- ⑦ ガス工作物の運転操作要領の整備状況
- ⑧ 導管工事及び他工事の管理状況
- ⑨ 災害その他非常時の体制整備状況
- ⑩ ガス漏えい及び導管事故に対する措置状況
- ⑪ 経年導管の改修状況（計画及び実施状況）

### Ⅲ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況

- ① ガス主任技術者の選任及び職務の実施状況

### Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

- ① 自主検査の実施内容、使用前検査の受検状況

### Ⅴ その他法令の遵守等について

- ① 熱量、圧力及び燃焼性の測定状況、付臭の管理及び公害防止の状況等  
② 消費機器に関する周知及び調査の実施状況

### (3) 立入検査の結果について

平成27年度は以下の6項目を重点確認項目とし、15事業者（表1参照）に対して実施した。

- ・経年管（特にねずみ鋳鉄管）対策及び漏えい検査の実施状況について
- ・地震、津波等の自然災害対策の取り組み状況について
- ・他工事業者との情報交換の実施状況や協定の締結状況について
- ・ガス供給をしていない埋設灯外内管の漏えい検査の実施状況について
- ・保安教育の実施状況について
- ・消費機器に関する周知及び調査について

立入検査の結果、文書による改善指導事項は45件（表2参照）あった。これらの改善指導事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認した。

表1 立入検査実施状況一覧

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般ガス事業者	18	16	12	13
大口ガス事業者	0	0	0	0
ガス導管事業者	0	0	1	2
準用事業者	0	0	0	0

表2 平成27年度立入検査における指摘項目及び件数

項目	件数	番号	指摘された内容
I 技術基準の適合状況	17件	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>散水設備及び水消火栓への給水用ポンプが故障している。 (1件) 技省令 第8条第3項</li> </ul>
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>整圧器室に防爆性能を有しない電気設備（コンセント、テーブルタップ）を設置している。 (2件) 技省令 第10条</li> </ul>
		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造ガスを貯めるタンク2基の配管の3箇所からガスが漏えいしている。 (1件) 技省令 第15条第3項</li> </ul>
		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給管、灯外内管の工事記録について、気密試験の記録がない。 (1件) 技省令 第15条第3項</li> </ul>
		5	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給管結び換え時等の工事時の気密検査記録がなく、技術基準の適合状況が確認できないことから、早急に漏えい検査を行うこと。 (1件) 技省令 第51条</li> </ul>
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>導管の漏えい検査の記録（日誌）について、検査方法及び検査結果が記載されていない。 (1件) 技省令 第51条第1項</li> </ul>
		7	<ul style="list-style-type: none"> <li>導管の漏えい検査の未実施箇所がある。 (2件) 技省令 第51条第1項</li> </ul>
		8	<ul style="list-style-type: none"> <li>導管の漏えい検査において全路線の確認漏れがある。 (1件) 技省令 第51条第1項</li> </ul>
		9	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給管の修理後の漏えい検査の記録がないことから、直ちに漏えい検査を行うこと。 (1件) 技省令 第51条第2項</li> </ul>
		10	<ul style="list-style-type: none"> <li>内管漏えい検査で不在の需要家について、実施していないのに、検査方法、検査圧力、時間の合否欄に実施状況が記入されている。 (1件) 技省令 第51条第2項</li> </ul>
		11	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給停止中及び廃止の需要家の灯外内管の漏えい検査が40月に1回以上実施されていない。 (2件) 技省令 第51条第2項</li> </ul>
		12	<ul style="list-style-type: none"> <li>灯外内管の漏えい検査を40月に1回以上実施していない。 (3件) 技省令 第51条第2項</li> </ul>
		13	<ul style="list-style-type: none"> <li>灯内内管の漏えい検査を40月に1回以上実施していない。 (1件) 技省令 第51条第2項</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定地下室の外壁貫通部に検知器がされていない。 (1件) 技省令 第52条第2項</li> </ul>		
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>中圧供給している需要家に設置した緊急ガス遮断装置（ガス漏れ警報設備と緊急遮断弁からなる装置）について、危急時に確実に閉動作を行うべく保守管理要領に基づき実施すべきところ、不十分である。</li> </ul>		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守管理要領がない。</li> <li>・保守管理要領に基づいた保守管理を行っていない。</li> <li>・緊急ガス遮断装置の日常管理について周知されていない。</li> </ul> <p>(1件) 通達60資公部第435号</p>
		16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地下室に設置した緊急ガス遮断装置（ガス漏れ警設備と緊急遮断弁）は危急時に確実に閉動作を行うべく保守管理要領に基づき実施すべきところ、不十分である。</li> <li>・保守管理要領がない。</li> <li>・緊急ガス遮断弁の点検・作動試験が未実施</li> <li>・警報設備の点検が未実施</li> </ul> <p>(1件) 技省令 第49条第5項 通達56資公部第246号（警報器） 通達60資公部第435号（緊急ガス遮断装置）</p>
		17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地下室の導管漏えい検査について確認できない等の項目がある。</li> <li>・実際にはない「漏えい検知装置」により検査を実施していると記載あり。</li> <li>・灯外内管の漏えい検査の記録がない。</li> <li>・ガスメーターコック、ガス栓等の点検記録がない。</li> <li>・緊急ガス遮断装置の点検が未実施。</li> <li>・警報設備の点検未実施。</li> </ul> <p>(1件) 技省令 第51条第2項 通達56資公部第246号 通達60資公部第435号</p>
II 保安規程の遵守状況	17件	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規程別表第2に記載している「課」は存在しないことから保安規程変更届出を提出すること。</li> </ul> <p>(1件) ガス事業法 第30条第2項</p>
		19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安係員の配置状況が不明である。</li> </ul> <p>(3件) 保安規程 第3条第三号</p>
		20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理組織が社内組織と一致していない。</li> </ul> <p>(2件) 保安規程 第4条</p>
		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防消火設備の運転訓練に関する教育を行っていない。</li> </ul> <p>(1件) 保安規程 第11条第2項第二号</p>
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に対して必要な教育を行っていない。</li> <li>・ガス工作物の維持、運用</li> <li>・ガス漏えい及び導管事故等の処理</li> <li>・他工事</li> <li>・非常災害時の措置</li> </ul> <p>(1件) 保安規程 第11条、12条、30条、38条</p>
		23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所の維持及び運用に関係する者に対し、運転操作要領の教育を行っていない。</li> </ul> <p>(1件) 保安規程 第11条</p>
		24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防法令火災予防に関する事項」の教育を実施していない。</li> </ul> <p>(5件) 保安規程 第11条第2項第四号</p>
		25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に関係する者の教育を実施していない。</li> </ul> <p>(3件) 保安規程 第12条</p>

		26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育のうち「ガス漏えい及び爆発事故の防止対策に関する消防機関との申し合わせに関する事項」を実施していない。</li> <li>(2件) 保安規程 第12条第2項第四号</li> </ul>
		27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地下室の訓練は年1箇所以上訓練を行うべきところ、特定地下室の管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て行っていない。</li> <li>(1件) 保安規程 第13条</li> </ul>
		28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附帯設備の巡視・点検は7日に2回以上行うところ、実施記録がない。</li> <li>(1件) 保安規程 第14条</li> </ul>
		29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「昇圧供給装置」は存在しないことから見直すこと。</li> <li>(1件) 保安規程第15条第2項</li> </ul>
		30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい検査により発見した導管の修理後に実施した気密試験の検査方法、検査結果の記録がないので早急に漏えい検査を実施すること。</li> <li>(1件) 保安規程 第16条 (不適合)</li> </ul>
		31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他工事の現場に携わる巡回員及び立会員対し、教育及び訓練が実施されていない。</li> <li>(1件) 保安規程 第31条</li> </ul>
		32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の応急処理又はガス漏れ通報時の受付に携わる職員に員対し、教育及び訓練が実施されていない。</li> <li>(1件) 保安規程 第38条</li> </ul>
		33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他の非常の場合の措置として以下の実施していないものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等となるべき場所</li> <li>・本部長代行</li> <li>・災害優先電話</li> <li>・被害状況報告</li> </ul> </li> <li>(1件) 保安規程 第34条</li> <li>・関連工事会社との協力体制の確立</li> <li>(1件) 保安規程 第35条</li> </ul>
		34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に基づき受信内容が「火災」は緊急出動とすべきところ一般出動で対応している。</li> <li>(1件) 保安規程 第41条第3項</li> </ul>
Ⅲ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	0件		
Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	0件		
Ⅴ その他ガス事業法関係の保安に関する規定の遵守状況	11件	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給約款で定める上限圧力を超過した記録紙がある。</li> <li>(1件) ガス事業法 第20条</li> </ul>
		36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整圧器の出口圧力を測定していない。</li> <li>(1件) ガス事業法 第21条第1項第二号</li> </ul>
		37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼンマイ式自記圧計の記録は途切れている。</li> <li>(1件) ガス事業法 第21条第1項第二号</li> </ul>
		38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区整圧器の出口圧力が末端圧力より低い値で記録紙に記録されている。</li> <li>(1件) ガス事業法施行規則 第21条第1項第二号</li> </ul>

		39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知を3年度毎に1度実施すべきところ、3年度を超えて実施していない需要家がある。 (1件) ガス事業法 第40条の2第1項</li> </ul>
		40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内に設置されたガス瞬間湯沸器の使用者に年に1回以上周知すべきところ、3年に1回となっている。 (1件) ガス事業法 第40条の2第1項</li> </ul>
		41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費機器調査で不在完了とした需要家について、実施していないのに、検査方法、検査圧力、時間の合否欄に実施状況が記入されている。 (1件) ガス事業法 第40条の2第5項</li> </ul>
		42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費機器の定期調査が40月に1回を越えて実施されていない。 (3件) 施行規則 第107条第1項第1号</li> </ul>
		43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準不適合の需要家に対し、改善されるまで毎年度1回以上採るべき措置及び採らなかった場合に生ずべき結果を通知していない。 (1件) 施行規則107条第1号第2号イ</li> </ul>
		44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導管の漏えいに使用している検知器を年1回以上点検・整備を行っていない。 (2件) 通達5資公部114号</li> </ul>
		45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善通知した需要家について、通知後、1月経過後、5月以内に再調査を行っていない。 (1件) 施行規則 第107条第1号第2号ロ</li> </ul>
	計	45件	